

## 公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

平成27年10月20日

井手町長 汐見 明男

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 井手町空き家実態基礎調査業務
- (2) 委託期間 契約締結日から平成28年 3月25日まで
- (3) 委託内容 別紙仕様書のとおり

### 2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する行為をした者でないこと。
- (2) 参加申込書が事務局に到着する日までに井手町の入札参加資格を有していること。
- (3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成20年井手町告示第33号)による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 井手町税を滞納していないこと。ただし、井手町内に事業所を設置していない参加者又は課税対象資産等を所有していない参加者は、現在の主たる事業所等所在市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、井手町暴力団排除条例(平成25年井手町条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

### 3. プロポーザル参加申し込みの手続き

#### (1) 担当課

井手町企画財政課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67

電話番号 0774-82-6162

E-mail kikaku@town.ide.lg.jp

URL <http://www.town.ide.kyoto.jp/>

#### (2) 関係資料の配付期間等

- ① 資料名 井手町空き家実態基礎調査業務事業者候補選定プロポーザル募集要領（以下「募集要項」という。）
- ② 配付期間 平成27年10月20日(火)～平成27年11月 2日(月)
- ③ 配付方法 井手町ホームページからダウンロードすること。(無償)

#### (3) 参加申込書の提出

- 提出期限 平成27年11月 2日(月)  
午後5時【必着】
- 提出先 井手町役場 企画財政課
- 提出方法 持参又は郵送【必着】

#### (4) 事務取扱時間等

午前9時から12時まで及び午後1時から5時まで。ただし、土、日、祝日を除く。

### 4. その他

詳細は「井手町空き家実態基礎調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「井手町空き家実態基礎調査委託業務仕様書」